脚本世いごの議会だより

2022年10月15日発行 後援会 第125号 (2022-04)



■令和4年9月1日~10月7日、9月会議が開催されました。

山本議員の一般質問を通じて、議会活動報告をいたします。 なお、委員会などのトピックスは、ホームページの「山本せいごオフィシャルサイト」でご覧になれます。

山本せいごの 一般質問 (9月会議)

PTA について

■PTAは、保護者と教職員による社会教育関係団体に位置付けられている任意加入の団体である。 結成や加入を義務付ける法的根拠はなく、全ての児童生徒のための無償ボランティア活動が本来の 在り方である。 児童・生徒は、会員ではないが全員等しく活動の支援対象である。

質問1:PTAの組織は、社会教育関係団体としてコンプライアンスが求められる。 地方自治体にある教育委員会は、支援はできるが直接指導する立場にはありません。 そこで、あってはならない次のようなケースにはどのをような対応をされるのか。

- 問①:会員募集に際し、任意加入であることを保護者に明確に説明していない。 また、規約に明記していない。
- 答弁:①京都府教育委員会発行の「PTA活動を進める ために~」という冊子*を毎年各校PTAに配布 し、啓発を図っている。
 - ②任意加入についての説明や、規約への記述に ついては、全ての学校について明確にできて いない、
 - ③教育委員会がPTAに対し、指導的立場にないが、PTA連絡協議会や校長会と連携し必要な支援をしていきたい。
- *冊子「PTA活動を進めるために〜学校・家庭・地域 社会の架け橋〜」の主な内容
- ①PTA活動の進め方、具体的な活動紹介、関係 資料など提示し、啓発をしている。
- ②この冊子の中で、下記が示されている。
 - ・法に規定する社会教育団体であること。
 - ・加入は任意であること。
 - ・ボランティア精神に基づき、自主的に学習及び 活動する任意の団体であること。

- 問②: 会員活動は、ボランティア活動であることを 周知徹底していない。
- 答弁:学校により対応が異なり、周知している学校、 できていない学校が、半数ずつであった。 (本部役員で活動をまかなうケースがある)
- 問③: 会員に活動参加を義務付ける、または 強要する。
- 答弁:①義務づけや強要を行っている学校はない。 ②活動の際は、お便りで希望者を募り、できる 範囲の参加を呼びかけている。
- **間④**: 非会員の家庭の子供に対して活動支援を しない。
- 答弁:①非会員の子どもに対しても全員の子どもと 同じように支援している。
- 問⑤:役員を順番性にして役を持たせる。
- 答弁:①公平に負担していただく運用実態もあるが、 各家庭の状況を考慮しつつ、各校の規約に 基づき決められている。
 - ②規約は、PTA総会で承認を得ている。
- 質問2:全国的にPTAに加入されない家庭が増加している傾向にある。本町の傾向とそれに対する考えは。
- 答 弁:①本町では、PTAの加入率は非常に高く、ほぼ100%の状況にある。
 - ②PTAの役割は、学校教育、家庭教育、地域との連携など通して、子どもたちに健全育成の支援が示されている。
 - ③保護者にとって負担少なく、有益で魅力的な活動が大切、 その実感によりPTAに加入して活動することに積極的になっていただくことが大切と考えている。



議会だより (つづき 1)

PTA について (つづき)

- 質問3:ウイズコロナを見据え、学校行事とPTA活動の本来目的と相互の有益性を考え、見直しが必要と考え、次の提案をする。
- 提案①: 入学式、卒業式など諸行事でのPTAボラン ティア活動の仕事量を減らす。 (簡素化、参加人員・来賓数の削減など)
- 答弁:①令和2年度、3年度においては、PTA活動も かなり縮小している。 学校行事にPTAの関与を遠慮いただいて いる学校もある。
 - ②この機会に行事の精選を行うPTAもあると 聞いている。
- 提案②:ICT活用で、PTA会議をオンライン化し、学校に参集などの手間の効率化を図る。
- 答弁:①PTA会議の効率化を考えることは重要なことと 考えている。
 - ②PTA会議ののあり方は、PTAで議論いただく 課題と考えるが、書面審議やICTを活用しな がらオンラインなど選択し、効率化を進めて いくことが適切であると考えている。

再 質 問 : PTAのコンプライアンスについて

- 問①:PTAの任意加入制、ボランティア活動の説明 や規約の配布が無かった、との声を聞く。
- 答 弁:①説明用冊子は、PTA単位での配布で、 PTAより説明する形で配布となっている。
 - ②活動の参加(ボランティア)は、お知らせ等を 通じ募集する学校と本部役員で活動をまか なう学校と半々ある。
- 問②: 各学校のホームページの中に「PTA」という 検索項目がある学校がある。 任意団体のPTAが学校のホームページに あることに疑問を感じる。
- 答 弁:①PTAは、社会教育関係団体ということで学校 の組織とは別の位置づけなので事実 関係の 確認をしたい。

問③:保護者名簿の取り扱いの実態は、どうなっているか。

- 答 弁:①保護者メールを導入し、連絡網として運用 している学校はある。
 - ②PTAの会員は、保護者と教員で構成される。 ・学校側が業務として通知すれば個人情報
 - をPTAに通知しなくてよい。
 ・学校業務とPTA業務の境目が曖昧になって
 - ③学校からPTAに個人情報を提供する場合、 同意をいただく必要があると考える。
- 問⑤: 個人情報の扱いなどコンプライアンス をもって進めていく観点から、指導すべ きは指導し、また情報収集して対応い ただきたい。

いる部分はある。

答 弁:PTAの運営とか会員募集や個人情報 の扱いなど、コンプライアンスを正した 上で100%の加入であれば素晴らし いことなので、そういう方向でともに歩 んでいきたい。

(教育長答弁)



- **間④**: PTAと学校が一体と、混同している保護者が多い。明確に組織の違いを理解いただくよう周知を考える必要があるのでは。
- 答 弁:教育委員会として指導する立場にはないが、 PTA連絡協議会、校長会など通じて、健全 な方向に向かって、提案はできると考える。

—

山本議員から一言

■PTAと学校の組織は違うことの理解・周知を!

学校とPTAが一体と思っている人が多い。

学校の組織とPTAの組織は別組織なのでそれぞれでコンプライアンス(法令遵守)・個人情報の遵守が求められます。

PTAと協力しながら課題解決し、素晴らしいPTAに 作り上げていただきたい。

議会だより (つづき 2)

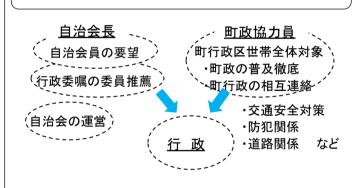
自治会の現状と町政協力員の役割 について

- ■町政協力員の職務は、規則により、
 - (1)町政の普及徹底に関すること (2)町行政と住民との相互連絡に関すること
 - (3)その他町長が特に必要と認めること。と定められ、非常勤特別職として報酬が支払われる。
 - 一方、自治会には自治会員世帯数に応じて助成が実施されている。そこで次の点について問う。
- 質問1:自治会活動と町政協力員の役割分担を明確にし支援してきたが、今後さらに町政全体に影響を持つ町政協力員の重要性が増すが、町の考えは。
- 答 弁:①各地域において町と地域の橋渡し的な役割 を担っていただいている。
 - ②引き続き町政協力員制度を活用し、自治会 と行政との円滑な意思疎通が図れるよう努め ていきたい。
- 質問3:自治会活動は、自治会加入率が低い地域は それだけ地域活動の範囲が狭められる。 加入率の低い地域に対して、低い理由をど のように分析しているか。 今後どのように対応するか。
- 答 弁:①加入率の低下は、全国的な問題であり、 一般的には、自治会の加入メリットがわから ないや役員負担が大きいなどが大きな原因 と言われている。
 - ●町の対策としては:
 - ・転入手続きの際に、各自治会作成の活動 内容の案内文書を渡し加入を勧めている。
 - ・町からの広報物の配布の負担軽減に配布物の事前折り込み作業などの改善をしている。
 - ・自治会独自対策では、転入されたお宅に 訪問、加入案内される自治会もある。
 - ・各自治会や、自治会連合会と協力し、加入 率低下や、自治会の抱える課題について 協議し、適宜改善を図っていきたい。

質問2: 町政協力員は、行政区世帯全体が対象である。

自治会長と兼務の方もおられるが、その違いを理解し活動されるよう、どのように指導し 周知しているか。

- 答 弁:①各団体が新体制になる4月に、自治会連合会 総会、町政協力員協議会総会、自治会長懇 談会を開催し、説明している。
 - ②町政協力員の位置づけや職務、また自治 会長と町政協力員の違いや関係性などに ついて説明する。





再 質 問 :仕組みの見直しなど・・・

問①: 町政協力員の規定では、自治会員で自治会 の同意を得るのが町政協力員と指定されて いる。

公募などの方法はとれないのか。

答 弁:①町政協力員は、自治会からの推薦となって おり、公募制は規約にない。 問②: 総務省でも自治会関係の問題点の解消に ついて研究されている。

今後の新しい形の中で、町政協力員と自治会の関係を精査していく考えはいかがか。

- 答 弁:①町政協力員の中身は、わかりにくい曖昧な 状態のところがあり、町で区分しながらやって いく。
 - ②町政協力員の選定の方法も制度改正に踏み 込めないところがある。

どういう形が一番行政と自治会の意思疎通 が図れるのか今後話し合いをさせていただ きたい。

議会だより (つづき 3)

談合事件再発防止策 について

- ■平成31年2月に発生した談合事件から、はや3年6か月過ぎた。 この間、「重大事件等調査委員会」からの提言に基づき再発防止策を講じてきている。 そこで次の事項について問う。
- **質問1:**事件後対策を講じてきた中で、課題や問題点はなかったか。
- 答 弁: ①最低制限価格計算方法の見直しや入札 監視体制の整備などの不正再発 防止対 策を講じてきた。

課題や問題はないものと考えている。

- ②不正再発防止策が形骸化しないよう、 継続して職員に周知徹底を図っていく必要 がある。
- 質問3:建設工事契約で随意契約を行った場合は、 契約の相手側を選定した理由を公表しな ければならない。 どのように進めているのか。
- 答 弁:①精華町建設工事等にかかる入札及び契約 の公表に関する要綱の全部改正を行った。
 - ・入札結果に加え契約締結内容を公表する。変更契約が生じた場合、理由、金額を公表。
 - ・当該入札に参加させなかった者の名称及び 参加させなかった理由、さらに130万円を 越える随意契約内容の公表を行う。
 - ・令和4年度から本要綱に該当する工事案件は、随意契約締結後速やかに公表する。
 - ②8月末現在、公表の対象となる契約案件は無い。

- 質問2:対策の一つとして設置された入札監視委員会から随時契約に関する5項目の指摘事項に今後どのように取り組むのか。
- 答 弁:①入札調査監視委員会の意見は、庁舎内の メールにてその都度、周知徹底を図っている。 周知した内容は、次回工事の際に入札 監視委員会でチェックされる取り組みによ り、順次改善されてきている。
 - ②随意契約についても適正な運用を図るため 随意契約ガイドラインを策定し、周知徹底を 行ってきた。 本ガイドラインは、8月に町ホームページに 公表した。
- 質問4:暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者について、町が実施する入札に参加させない等の措置を講ずるとある。

どのように運用してきたか。またどのように判断しているのか。

- 答 弁:①入札参加資格において、暴力団員等でない ことを資格要件として定めており、提出書類 に誓約書の提出を求めている。
 - ②反社会団体、反社会勢力の判断は、所轄 警察署に協力をお願いしている。

山本議員から 一言



■自治会と町政協力員の役割を明確にし、自治会の負担軽減・そして活性化を図るべし。 自治会と町政協力員の仕事は自ずと違う。その任務を明確にし、報酬規定などの見直しを訴えて

きて、少し解決している点もあるが、全国的にも精華町にも問題点が出てきている。 総務省でも自治会・町内会の持続可能性についてアンケートをまとめて発表していますので、この あたりを参考に、今後の時代の流れに沿ったあるべき姿、理想的な姿を整理していただきたい。

■談合事件再発防止について、確実なフォローで定着していただきたい。

再発防止具体策の「職員と事業者等の接触制限」について、実績件数が把握されていない。 具体策の一つ一つ、根っこの部分をしっかり把握して防止をしていくことが基本、ピラミッドの底辺 が潰れると全体が崩れる。 対応よろしくお願いする。

山本せいご後援会事務所

精華町大字南稲八妻小字門口71

TEL/FAX 0774-94-3301

Eメール seigo722@balloon.ne.jp

ホームへ°ージ http://www.balloon.ne.ip/seigo722/